

No.	3-12	
政策等の題名	第5次木更津市男女共同参画計画（案）について	
政策等の公表日	令和4年3月16日	
意見提出期間	令和4年1月29日～2月27日	
担当課	企画部地方創生推進課	電話番号:0438-23-8049（直通） ファクス：0438-23-9338
策定の趣旨・目的・背景など	本市においては、平成7年3月に「木更津市女性行動計画（デュエットプランきさらづ）」を策定して以降、「木更津市男女共同参画計画」を第1次から第4次まで策定し、さまざまな施策を推進してきました。現行の「木更津市男女共同参画計画（第4次）」の計画期間が今年度末で終了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間に本市が取り組む男女共同参画の方向性を示す第5次木更津市男女共同参画計画の策定を行うものです。 本計画は、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく計画であり、性別等にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合うことで、個性と能力を発揮できる豊かで活力ある持続可能なまちづくりを推進し、次世代につなげていくことを目的とします。	
定めた政策等	第5次木更津市男女共同参画計画	
提出された意見の件数と人数	2件・1人	
提出された意見		意見に対する市の考え
パートナーシップについては、表記され、評価するものの、夫婦別姓についてはなかった。 指導的地位に占める女性比率の目標は「2020年までに少なくとも30%」を達成できず、「20年代の可能な限り早期に30%程度」に先送りし、「選択的夫婦別姓（別氏）制度」の文言を削除した政府に追随した形だ。 女性参画の現状を「国際的に非常に遅れたもの」と認めたが、実効性のある道筋は必ずしも示されないことに残念である。 引き続き検討する。という文言があってもよかったのではないかと。 国が決めるまで、考えないという姿勢がうかがえる。		現在、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称使用の運用が広く行われています。本市では、令和3年3月の「木更津市職員服務規程」改正により、市役所の業務において市職員の旧姓使用が可能となったほか、令和元年11月から住民票・マイナンバーカード・印鑑証明書への旧姓併記が選択できるようになりました。 本計画においては、男女間で不平等な取扱いをもたらしている社会制度や慣習については男女共同参画の視点から見直しを進めることを掲げていますが、選択的夫婦別姓制度の導入については、国政の場で議論され、判断されるべき事柄であることから、今後の国会における議論や検討状況、法整備の動向を注視してまいります。
指標で「市職員の男女共同参画研修における理解度」100%に疑問である。 そもそも、現状がいくつかわからないのに、どうして、100%達成できるのか。		男女共同参画施策を効果的に進めていくためには、まずは市職員が男女共同参画への意識を高めるとともに、組織や部署の垣根を越えた連携関係の構築をこれまで以上に推進していく必要があると考えています。女性活躍の地域のけん引役となるためにも、計画期間の5年間で市職員の男女共同参画研修における理解度100%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現に向け努めてまいります。